

「台湾便アウトバウンドPR業務」企画コンペ審査要領

この審査要領は、岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「台湾便アウトバウンドPR業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、台湾便アウトバウンドPR業務企画コンペ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価、評点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて協議会に報告する。
- (3) 参加者が1者のみであった場合、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (4) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合など、「台湾便アウトバウンドPR業務企画コンペ実施要領」6(2)に定める審査委員会の開催日において、順位の決定または(3)に定める評価の決定に至らなかった場合、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。
なお、この場合、合議によって審査、決定することができるものとする。
- (5) 審査委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して協議会に報告する。
- (6) 審査委員会は、順位等を決定するにあたり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目	審査観点	配点
1 全体		【10】
企画提案の内容全体に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を理解した提案内容となっているか。 ・全体の実施スケジュールが無理のないものであるか。 ・決められた予算の中で、効果的、効率的な内容、予算配分となっているか。 	10
2 個別事項		【70】
(1) テレビ等メディア媒体を活用したPRの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載された仕様（内容、規格等）に基づいた提案となっているか。 ・アウトバウンド利用促進を図るうえで、効果的、効率的な内容となっているか。 ・事業の連携先や事業実施の方法は適切か。 	30
(2) 県内等でのPRイベント等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載された仕様（内容、回数等）に基づいた提案となっているか。 ・アウトバウンド利用促進を図るうえで、効果的、効率的な内容となっているか。 ・事業の連携先や事業実施の方法は適切か。 	30
(3) その他PR事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、機運醸成を図る独自の提案がされているか。 ・提案された事業は、アウトバウンド利用促進を図るうえで、効果的、効率的な内容となっているか。 	10
3 業務遂行能力関係		【20】
(1) 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・専従職員の配置等、提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・本業務に類似する業務の実績は良好であるか。 ・権利関係の処理等、関係機関との調整は適切に行われるか。 	10
(2) 積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性があるか。 	10